

公立大学法人下関市立大学教育研究審議会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 2 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 29 号
令和 2 年 4 月 9 日規程第 30 号
令和 3 年 3 月 23 日規程第 24 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 23 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、定款第 26 条に掲げる事項を審議する。

(構成)

第 3 条 審議会は、定款第 23 条第 2 項に掲げる委員をもって構成する。

2 定款第 23 条第 2 項第 3 号に規定する教育研究上の重要な組織の長は、次に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 専攻科長
- (5) 教養教職機構長
- (6) 図書館長
- (7) リカレント教育センター長
- (8) 都市みらい創造戦略機構長
- (9) 国際交流センター長
- (10) 相談支援センター長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、定款第 24 条の規定による。

(議長)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）の議長は、定款第 25 条第 2 項の規定により学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 審議会は、定款第 25 条第 1 項の規定により、学長が招集する。

2 会議を開催する暇がない等、学長が特に必要と認める場合には、持ち回り審議す

ることによって会議を開かずに審議することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第29号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月9日規程第30号)

この規程は、令和2年4月9日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日規程第24号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。